

1. 採用職種

教育心理相談員 若干名

2. 応募資格

大学(短期大学を除く)または大学院において心理学領域を主として専攻し、卒業又は修了(令和9年3月末までの見込みを含む)した者で、教育相談全般にわたる専門的知識・技能を有する者。

また、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)に規定する特定性犯罪事実該当者でない者。(2頁(10)その他【特記事項】および3頁参照)

※地方公務員法等で選考を受けることができないとされている者は応募できない。(3頁参照)

3. 選考方法及び日程

(1) 第一次選考 書類選考(申込(履歴)書、論文を基に選考する。)

(2) 第二次選考 面接選考(令和8年12月12日(土)※予定)

※その他、詳細については第一次選考合格者に通知する。

4. 選考結果

最終合格者は令和8年12月13日～令和10年3月31日の間、合格者名簿に登載する。

※第一次選考の結果通知は令和8年12月上旬発送予定。12月4日(金)を過ぎても到着しない場合は、12月8日(火)午後5時までに下記「10. 問合せ先」まで問い合わせること。

※第二次選考の結果通知は令和8年12月中旬発送予定。その後、欠員状況等に応じて順次任用の連絡をする。

※選考結果に関する問い合わせには一切回答しない。

5. 勤務条件

(1) 身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)(世田谷区教育委員会任用)

(2) 任用期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
(勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度あり。)

(3) 報 酬 ①報酬月額 261,756 円(令和8年度現在。)
(地域手当相当分含む。通勤手当別途支給(月額上限 55,000 円)。)
※常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合がある。

②期末・勤勉手当 一定の要件を満たす場合に支給

(4) 休 暇 14日(令和9年4月1日に採用した場合。以降、任用期間に応じて減あり。)
※その他慶弔休暇等、条例等に規定する休暇制度あり。

(5) 勤務日数 月16日勤務を基本とし、月14日から17日の範囲内で所属長が指定する。
(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで任用した場合、総勤務日数192日。)

(6) 勤務場所 (A)教育総合センター(不登校支援窓口)、教育相談室(区内4カ所)のうちいずれか
(B)区立小学校61校、区立中学校30校のうち2校または3校
※(A)(B)いずれとなるかは、所管課において決定する。再度の任用も含め、いずれの勤務場所となる可能性もある。

(7) 勤務時間 下記の時間帯内で実働7時間45分勤務、1時間休憩あり。

(A)教育相談室等勤務

①午前8時30分～午後5時15分

②午前9時30分～午後6時15分

※①②のシフトを各相談室内の職員で割り振って毎月の勤務シフトを決める。

(B)学校勤務

午前8時00分～午後5時15分

※(A)(B)いずれも原則超過勤務はないが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務を命じることがある。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当(相当する報酬)を支給する。

(8) 社会保険等 健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険の適用あり。

(9) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用あり。

(10) そ の 他 ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがある。

②勤務場所は、原則敷地内禁煙。

【特記事項】

・教育心理相談員の職務へ従事するにあたっては、令和8年12月25日施行予定のこども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる。

・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本職務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪事実該当者でないことを求めることとしている。このため、予め、採用選考過程において、申込書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認する。

・なお、その際、特定性犯罪事実該当者でない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、重要な経歴の詐称に該当すると考えられ、合格を通知した後であってもこれを取り消すことがある。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は3頁を参照

6. 主な職務

(A)教育相談室等勤務

幼児・児童・生徒及び保護者への面接相談、電話相談、就学相談、区立小・中学校・幼稚園の教育相談活動への支援等

(B)学校勤務

児童・生徒及び保護者への教育相談、校内組織や教員への助言・援助、他相談機関との連携、その他学校教育相談活動への協力等

7. 申込書等の配布

(1) 「申込(履歴)書」、「課題論文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を下記「10. 問合せ先」窓口にて配布する。

(2) 世田谷区ホームページ『職員採用』から「申込(履歴)書」、「課題論文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」のダウンロード可。

8. 申込期間

令和8年10月15日(木)午前8時30分～令和8年11月13日(金)午後5時まで

9. 申込方法

- (1) 令和8年11月13日(金)午後5時(必着)までに、下記「10. 問合せ先」窓口へ指定様式の「申込(履歴)書」、「課題論文用紙」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を持参又は郵送の方法により申し込む(持参の場合は土・日・祝日を除く)。持参・郵送以外の方法(電子メール・FAXによる電送等)による場合は受理しない。
- (2) 提出書類の作成に際しては全て自筆で記入すること。また、「申込(履歴)書」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」に①写真もれ(「申込(履歴)書」のみ)、②記入もれ、③事実相違があった場合は不合格とする。
- (3) 選考書類は選考目的以外には使用しない。また、選考書類は一切返却しない。

10. 問合せ先

世田谷区教育委員会事務局 教育総合センター 教育相談課 教育相談係

電話:03(6453)1511

〒154-0023 世田谷区若林5-38-1(教育総合センター1階)

*【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号いずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

*平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は応募できない(心神耗弱を原因とするもの以外)。

【学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(抄)】

(定義)

第2条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 1 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 2 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 3 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 4 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 5 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 6 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 1 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 2 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 3 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
- 附 則
（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）
- 第2条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。
- 1 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 2 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
- （懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
- 第3条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

◎ハラスメント相談窓口のご案内

採用選考に際して、区職員によるハラスメント行為があった場合は、以下の相談窓口にご連絡してください。なお、相談したことを理由に採用選考で不利になることはありません。

ハラスメント相談窓口 （教育相談課）	担当者	連絡先
	教育相談課長	03-6453-1511
	教育相談係長	